

特定経営承継関連保証制度の創設について

(平成 30 年 4 月 1 日～)

中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律の改正により、「特定経営承継関連保証」が創設されました。この保証は、経営の承継にともない、中小企業者の代表者が株式等や事業資産等を取得する際に必要となる資金の調達を支援いたします。概要は以下のとおりです。

○特定経営承継関連保証の概要

- | | |
|-----------|--|
| 1. 保証対象者 | 経済産業大臣(都道府県知事)の認定を受けた中小企業者(認定中小企業者)の「 代表者個人 」 |
| 2. 対象資金 | 事業を営む会社を承継した代表者が必要とする株式等取得資金等 |
| 3. 貸付限度額 | 最大 2 億 8 千万円 * 一般関係保険の限度額に含まれます。 |
| 4. 保証期間 | 運転資金 10 年、設備・運転設備資金 15 年以内 (ともに据置期間 1 年以内を含む) |
| 5. 責任共有 | 責任共有対象 (特別小口保険にかかる場合のみ責任共有対象外) |
| 6. 保証料率 | 責任共有対象の一般保証の保証料率 (0.30% ~ 1.90%)
他に事業を営んでいない代表者個人の場合は料率区分「5」を適用。
* 責任共有対象外の場合は特別小口保険・特例関係保険関連の保証料率 (0.40%~0.80%) |
| 7. 貸付利率 | 金融機関所定の利率 |
| 8. 取扱金融機関 | 申込人と主たる取引関係を有する金融機関 |
| 9. 必要書類 | 通常の信用保証申込書類の他、都道府県知事の認定書の写し (申請書写しでも可) 及び認定申請書類一式の写しの添付が必要です |

参考：中小企業庁の財務サポート「事業承継」

中小企業庁サイト：財務サポート「事業承継」ページ

→ <http://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/shoukei/index.html>



東京信用保証協会